

愛別町ふるさと応援寄附返礼品募集要項

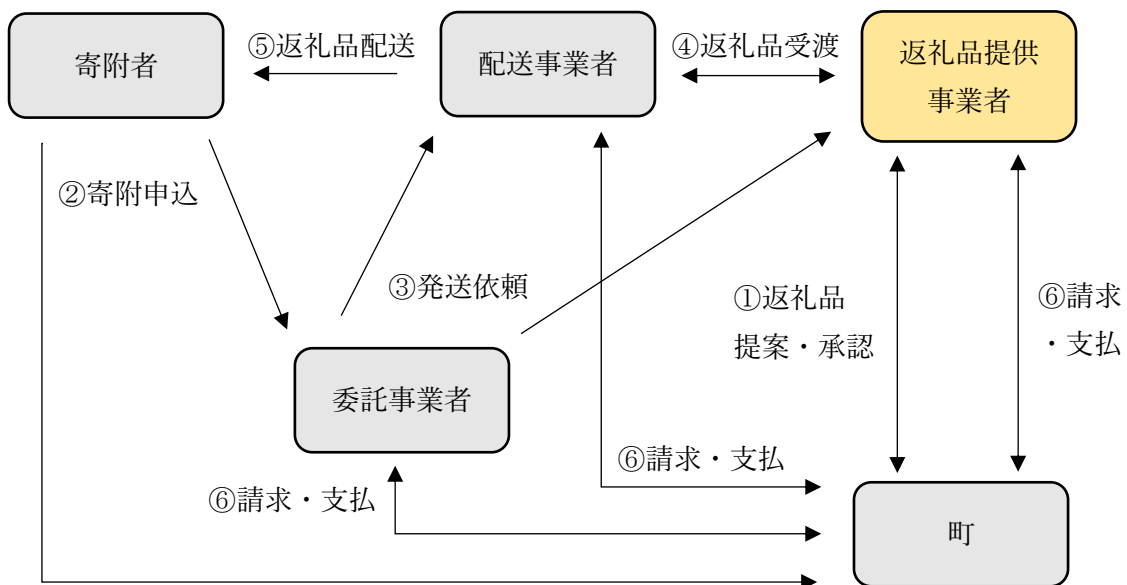
1 目的

ふるさと応援寄附（ふるさと納税）制度により愛別町（以下「町」という。）へ寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈し、町の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品を募集する。

2 事業概要

- 返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて、パンフレットや寄附ポータルサイトから希望する返礼品を自由に選択できる制度を採用する。事業者が提案する返礼品が、ふるさと応援寄附の返礼品として認められた場合は、パンフレットや寄附ポータルサイトを通じて広く紹介する。
- 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、町は返礼品取扱業務を指定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）に委託する。返礼品提供事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に関して連絡調整を行う。

【事業イメージ図】



3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に適合していなければならない。ただし、要件に適合していても、町が適当でないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 返礼品提供事業者は、町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者であっても返礼品提供事業者とすることができる。

(2) 返礼品提供事業者は、各種法令等を遵守した事業者であること。

4 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件に適合していなければならない。ただし、要件に適合していても、町が適当でないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 返礼品は、地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる地場産品基準に基づくものであること。

●総務大臣が定める地場産品基準

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

5 申請方法

「愛別町ふるさと応援寄附返礼品提案書（第1号様式）」に必要事項を記入し、町総務企画課企画財政係へ持参・郵送・FAX・メールにて提出すること。

6 返礼品の審査

- (1) 町は提案された返礼品を、本要項及び総務省の通知等に基づき、提案内容を総合的に判断し、返礼品の採択を審査する。
- (2) 審査結果については、「愛別町ふるさと応援寄附返礼品審査結果通知書（第2号様式）」により通知する。

7 返礼品の登録取消、内容変更等

- (1) 返礼品提供事業者は、登録されている返礼品を提供できなくなった場合は、速やかにその旨を町に申し出なければならない。
- (2) 町は、申し出のあった返礼品の内容について返礼品提供事業者と協議し、返礼品の内容変更・登録取消について判断する。
- (3) その他町が返礼品に相応しくないと判断する場合は、返礼品の登録を取り消す。

8 返礼品の見直し

- (1) 返礼品については、原則として毎年見直しを行う。

- (2) 見直しは返礼品の注文数、寄附ポータルサイト上の評価等を目安とし、返礼品の入替、取消について検討する。
- (3) 町は、その他必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行う。

9 その他の留意事項

- (1) 返礼品承認後、町は必要に応じて返礼品掲載に係る情報や画像等の提供を、返礼品提供事業者へ依頼する。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、取扱中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに町へ報告する。
- (3) 町及び返礼品提供事業者が寄附者から返礼品に関する苦情を受けた場合は、双方が速やかに情報共有し、その対応について協議する。
- (4) ふるさと応援寄附（ふるさと納税）制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、必要に応じ要件等の変更及び返礼品の見直しを行う。この場合、返礼品提供事業者が被った損害等については、町として補償等を行わない。

10 申し込み・問い合わせ先

愛別町総務企画課企画財政係

〒078-1492 上川郡愛別町字本町 179 番地

TEL：01658-6-5111 FAX：01658-6-5110

E-mail：soumukikaku@town.aibetsu.hokkaido.jp